

全警協発第 243 号
平成 29 年 12 月 25 日

協会長 各位

(一社)全国警備業協会
専務理事 福島 克臣

自民党「生活安全関係団体協議会」への加盟について（ご報告）

謹 啓

貴協会におかれましては、平素から当協会運営につきまして格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご案内のとおり、当協会では、平成 27 年 12 月以降、会長から内閣総理大臣をはじめ、関係省庁等に対し、公共工事など官公庁関係警備業務の国の予算編成等に当たって、毎年夏と年末に要望書を提出しているところであります。

一方、自民党に対しては、平成 25 年 2 月に発足された「警備業の更なる発展を応援する議員連盟」から会合への参加要請がなされた場合に当協会専務理事等が出席し、警備業界の実情を説明するとともに、必要に応じて要望等を行っているところであります。

こうした中、先般、自民党本部から全警協に対し、自民党「生活安全関係団体協議会」（以下「関係団体協議会」という）加盟への案内がなされました。

これを受け、当協会では、これまで行ってきた対政府（関係省庁等）要望活動に加え、自民党に対して正規に要望活動を行っていくことが、今後の業界発展のためにも少なからず効果があるものと考え、12 月 7 日に開催した全警協第 4 回理事会において了承をいただき、同月 21 日付で正式に加盟いたしました。

なお、関係団体協議会の概要は、下記のとおりです。

謹 白

記

1 自民党内での位置付け（会則等は別添のとおり）

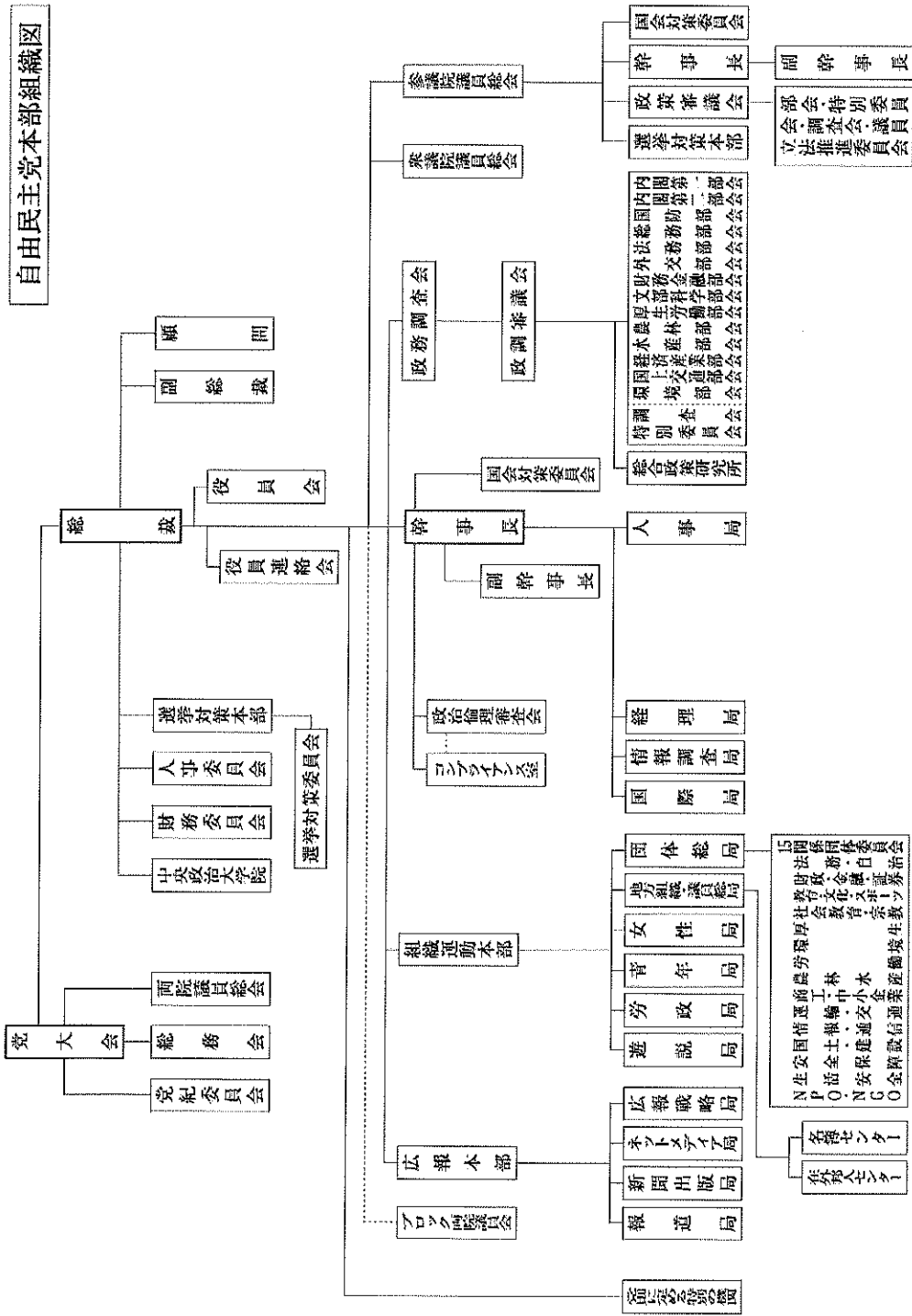
関係団体協議会は、自民党内における 15 関係団体委員会に属しており、自民党に対する各種団体からの要望は、関係団体協議会を通じて行うのが原則とされており、自民党では、関係団体協議会に出された要望、意見等を踏まえ、政策を検討することとなっている。

2 加盟費用

なし

以上

自由民主党本部組織図



『生活安全関係団体協議会』 会 則

第一章 総 則

第一条 本会は、自由民主党『生活安全関係団体協議会』と称し、事務所を自由民主党本部事務局に置く。

第二条 本会は、自由民主党と当該団体を以て組織し、団体の提言・政策要望等を迅速かつ効果的に政治の場に反映させるとともに相互の理解と連携強化を図るための協議機関とする。

第二章 機 関

第三条 本会に左記の役員を置き任期は二年とする。但し再任は妨げない。

- 一、顧問及び相談役 若干名
- 一、議 長 一 名
- 一、副議長 若干名
- 一、幹 事 若干名

第四条 顧問及び相談役は、党及び各団体の代表者の中から選任し、運営に對する指導助言を行う。

第五条 議長は、会務を統括し、副議長は議長を補佐する。

第六条 幹事は、党役員並びに各団体より互選し、本会の運営に協力する。

第七条 本会の会議は、総会、役員会とし、それぞれの重要事項に関し協議決定をする。

第三章 活 動

第八条 本会の目的を達成するために左記の活動を行う。

- 一、政策懇談会（要望・提言の聴取、情報提供）
- 一、資料等の作成配布、収集及び幹旋
- 一、講習会及び座談会
- 一、諸政策の啓発活動
- 一、自由民主党への支援活動
- 一、その他、役員会で必要と認めたもの

第九条 本会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

第四章 運 営

第十条 本会の運営、執行に関する連絡事務等については自由民主党事務局が当たる。